

「市川市史編さん基本方針」(改正案)

1 趣旨

本市は、ここに市民共通の財産である市川市史（以下「市史」という。）の編さん及び刊行について、その根幹となる考え方を基本方針として表明するものである。

2 市史編さんの目的

市史の編さんは、次の各号に掲げる事項を目的とする。

- (1) ふるさと市川に対する理解と愛着を深め、市民文化の向上に寄与すること。
- (2) 市川市の原始・古代から今日に至るまでの歴史的変遷の過程並びに固有の生活文化・民俗や市勢を明らかにすること。
- (3) 市川市の歴史の基盤をなす自然と環境について明らかにすること。
- (4) 貴重な自然や歴史・文化遺産を市民共有の財産として後世に継承すること。

3 市史編さんの方向性

市史の編さんは、その目的のために、以下の方向性に基づいて進める。

- (1) 市民にとってわかりやすく、親しみやすい市史とする。
新たに市史を編さんするにあたり、学術的にも高い水準を保ちながら、市民にとってわかりやすい表現で編さんする。また、時代のニーズに合わせ電子媒体を活用し、様々な年代の市民に受け入れられ、広く親しまれるものとする。
- (2) 調査資料や文化遺産が市民共有の財産として後世に継承される市史とする。
市民の協力を得ながら資料収集するとともに、調査研究を進め、過去・現在の市川の姿を記録し、後世に継承する。
- (3) 市川の郷土を誇りに感じられる市史とする。
市川の固有の歴史や自然、先人の生活などについて取り上げ、豊かな郷土性を持たせることで、市民が市川を身近に感じ、郷土を誇りに思える内容とする。

4 基本計画

市史の編さんに関し必要となる具体的な計画については、別にこれを定める。